

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市労働報酬等審議会				
事務局 (担当課)		契約課 電話042-769-8217(直通)				
開催日時		令和元年8月23日(金) 9時30分～11時30分				
開催場所		相模原市役所 会議室棟2階 第3会議室				
出席者	委員	6人(別紙のとおり)				
	その他					
	事務局	5人(財務部長、契約課長、他3人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。				
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 相模原市公契約条例の施行状況について (2) 令和2年度労働報酬下限額について【非公開】 3 その他 4 閉会				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( 〃 は委員の発言、 〃 は事務局の発言 )

### 1 開 会

会議の公開・非公開について

労働報酬下限額の審議については、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、議題(2)令和2年度労働報酬下限額については、非公開とすることで決定した。

### 2 議 題

諮問書について

市から審議会会長へ諮問書を手交した。

#### (1) 相模原市公契約条例の施行状況について

事務局より資料説明の後、質疑応答を行った。

労働状況台帳の提出状況ということで、受給者から提出状況は良好、業務委託や指定管理者の提出についてもおおむね良好、不備がある場合には再提出ということだが、再提出を要する台帳が何件、そのうち提出がないものが何件など具体的な数字を挙げてほしい。

平成30年度については発注担当課を通して遅れているものについて催促を徹底した。一部の再提出の必要があるものの、すべて提出されている状況である。

工事請負労働報酬の下限額の設計労務単価90%を超えているかの確認は日々の賃金のほか賞与を払ってみないと全部計算ができない。よって下請け業者からの台帳提出が遅れる。特殊な工事だと全国から協力会社があることもある。一回だけの場合は、仕事があるうちは連絡が取れても仕事が終わってしまうと書類などは催促しても届けてもらえないこともある。日々の給料だけでなく賞与もそこに携わった部分を割り振って時給を計算するなど説明すると、賞与の時期まで待たなくてはならない場合があり、手続上でかなり難しい問題が生じている。

おおむね良好、おおむね提出しているということであるが、もう少し明確に報告していただきたい。不備があり再提出の必要があるが全部出ているということであれば、「台帳の未提出はないが一部遅れている」ということでよいのではないか。

労働者の申し立てについて「不利益な扱いをしない」としているが、実際には難しいのでは。申し立てがあった場合の流れを説明してほしい。

当事者から申し出があった場合には、台帳が提出されている場合には台帳報酬額と実際の給与の支払い状況とを確認する。そのうえで、さらに調査を行うのか、立ち入り調査をするのかのような話になる。労働者への周知については事業者が一人ひとりに説明することになっている。また、周知を行ったことの「確認書」に労働者がサインをすることとなっているほか、市ホームページの URL が記載されたカードを配布するなど事業者ごとに対応していただいている。

○過去に申し立て事例があったとのことであるが、不利益な取り扱いを受けないようにするためどのように対応するのか。

過去の事例については労働者の認識の違いで違反はなかったと聞いている。当時の対応は不明であるが、現状ではまず台帳の確認により額の確認ができる。事業所に聞き取る際には当然、個人の情報がわからない様な形で情報を収集する。広く事業の状況をヒアリングする形で、確認を行うことができると思う。できるだけ個人が特定されないような形で調査していくことになる。

年度をまたがる工事の場合、設計労務単価が変わるが、労働報酬下限額の取り扱いはどうなるか。

4月以降は3月に示される新しい設計労務単価の90%となる。3月の1か月間についてはインフレスライドで変更契約する場合のみ新しい労働報酬下限額を採用する。

○今後、審議会として視察をしたいと以前から提案しているが、その見込みは。予算の制約があるものの、11月に実施したいと考えている。

## (2) 令和2年度労働報酬下限額について

事務局から資料説明の後、質疑応答及び審議を行った。

市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、内容は非公開とした。

## 3 その他

9月に中屋会長から市に答申書を提出することを確認した。

次回の審議会の開催予定について確認した。

## 4 閉 会

## 相模原市労働報酬等審議会委員出欠席名簿

氏名	区分	所属等	備考	出欠席
甲斐田 沙織	学識経験のある者	神奈川県弁護士会所属 弁護士		出席
中屋 裕仁	学識経験のある者	神奈川県社会保険労務士会所属 特定社会保険労務士	会長	出席
川崎 晴彦	労働者団体の代表者	日本労働組合総連合会神奈川県連 合会相模原地域連合議長		出席
中間 忠良	労働者団体の代表者	全国建設労働組合総連合相模原市 建設労働組合協議会事務局長		出席
草薙 喜義	事業者	相模原商工会議所 3号議員		出席
篠崎 栄治	事業者	相模原商工会議所 3号議員 建設業部会		出席

(敬称略・区分ごと五十音順)